

議案第39号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 6 月 5 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

水元体育館に屋外施設を新設するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「葛飾区総合スポーツセンター」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター」に、「葛飾区水元体育館」を「葛飾区水元総合スポーツセンター」に改める。

別表第1 葛飾区総合スポーツセンターの項中「葛飾区総合スポーツセンター」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター」に改め、同表葛飾区水元体育館の項中「葛飾区水元体育館」を「葛飾区水元総合スポーツセンター」に、「メインアリーナ」を「体育館（メインアリーナ」に改め、「地域交流ホールC」の次に「）」を加える。

別表第2 葛飾区総合スポーツセンター駐車場の項中「葛飾区総合スポーツセンター駐車場」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場」に改め、同表葛飾区水元体育館駐車場の項中「葛飾区水元体育館駐車場」を「葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場」に改める。

別表第3の1の部中「葛飾区総合スポーツセンター」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター」に改め、同表2の部中「2 葛飾区水元体育館」を

「2 葛飾区水元総合スポーツセンター

(1) 体育館」に改める。

別表第4 葛飾区総合スポーツセンター駐車場の項中「葛飾区総合スポーツセンター駐車場」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場」に改め、同表葛飾区水元体育館駐車場の項中「葛飾区水元体育館駐車場」を「葛飾区水元総合スポーツセンター駐車

場」に改める。

第2条 葛飾区体育施設条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「葛飾区水元総合スポーツセンター」の次に「（テニスコート及び水元多目的広場を除く。）」を加える。

別表第1 葛飾区水元総合スポーツセンターの項中「地域交流ホールC）」を「地域交流ホールC） テニスコート 水元多目的広場」に改める。

別表第3の2の部に次のように加える。

(2) テニスコート及び水元多目的広場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
テニスコート（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円
水元多目的広場（全面）	900円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3,600円	4,500円	4,950円
水元多目的広場（半面）	450円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1,800円	2,250円	2,470円

別表第3の4の部陸上競技場の項の次に次のように加える。

水元多目的 広場	全灯点灯（全面）	1,000円
	全灯の7割5分点灯（全面）	750円
	全灯の5割点灯（全面）	500円
	全灯の6割2分点灯（半面）	620円
	全灯の4割4分点灯（半面）	440円
	全灯の2割8分点灯（半面）	280円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成29年10月1日

(2) 第2条の規定 平成30年4月1日

(3) 次項及び付則第3項の規定 公布の日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の葛飾区体育施設条例第6条の規定による使用の承認その他の行為は、平成29年10月1日前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の葛飾区体育施設条例第6条の規定による使用の承認その他の行為は、平成30年4月1日前においても行うことができる。